

独立行政法人大学入試センターの契約の公表に関する要領

平成19年12月27日
理事長 裁定

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人大学入試センター契約事務取扱規則（平成13年規則第56号。以下「契約事務取扱規則」という。）第51条に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）における契約の公表に関する取扱いについて定めることを目的とする。

(契約に係る情報の公表)

第2条 センターの支出の原因となる契約（センターの行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が契約事務取扱規則第13条第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次の事項を公表するものとする。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表するものとする。

- 一 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 契約担当役の氏名並びにセンターの名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 契約金額
- 七 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又はセンターの事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした規則の根拠条文及び理由
- 十 文部科学省所管の公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人にセンターの常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十一 その他必要な事項

2 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

3 公表は、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）の別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。

(契約に関する統計の公表)

第3条 毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの期間におけるセンターの支出の原因となる契約（予定価格が契約事務取扱規則第13条第1号、第2号、第3号又は第6号のそれぞれの金額を超えないものを除く。）について統計を公表するものとする。

2 統計の種類は次のとおりとする。

- 一 契約金額及び件数に関する統計は、公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に区分して件数及び金額を記載する。
- 二 随意契約に関する統計は、契約の相手先を文部科学省所管公益法人、その他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人に区分し、それぞれについて、随意契約の根拠とした条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載する。

（公表の方法等）

第4条 契約に係る公表は、センターのホームページに掲載する方法により行う。また、契約に係る情報については一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

2 公表した事項については、公表した日の翌日から1年が経過する日までホームページに掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成20年1月1日から実施するものとする。